

30 渋谷財発第53号
平成30年8月27日

教 育 長
各 部 長
各事務局長
会計管理者

} 殿

渋谷区 長
長 谷 部 健

平成31年度予算編成方針
について（通達）

- 我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、これを支える要因の一つである世界経済の拡大には、貿易摩擦の激化等、様々な景気の下振れリスクが存在し、今後の動向には注視が必要である。
- 本区の歳入は、現在の好景気を背景に上昇基調にある一方、地方法人課税の一部国税化等の税制改正による区財政への影響は必至である。都市部財源の地方分配は、これから先も継続・追加されていくことが想定され、景気の変動を合わせて考慮すると、本区は近い将来、厳しい財政運営を強いられる可能性がある。
- こうした中、「ちがいをちからに変える街。渋谷区」を理念とする渋谷区基本構想に基づき、区民が誇れる「成熟した国際都市」の実現に向けて、あらゆる災害を想定に入れた安全・安心な街づくり、子育て支援の拡充、超高齢社会への備え、公共施設等の老朽化対策など、区が直面する諸課題の解決に時機を逸することなくスピード感を持って、的確に対応していくことが

求められている。

- 加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組は、基本構想実現に向け区政を大きく前進させる好機と捉え、次世代に継承するレガシーを構築するとともに、基本構想が目指す20年後の未来への確かな道筋をつける施策を積極的に展開していかなければならない。
- また、今年度末には新庁舎が開設するなど、本区は区政の重要な局面を迎えている。これを千載一遇のチャンスとし、新庁舎移転を見据えて取り組んできた組織改編やICT基盤の構築等が、行財政運営の機動性や実効性、効率性の一層の向上につながるよう、抜本的な業務改善とワークスタイル改革に積極的に取り組む必要がある。
- 将来にわたって時宜にかなった施策を展開していくためには、こうした取組を基盤として、従来にも増して創意工夫を凝らし、事務事業の選択と集中によって限られた資源をより効果的に活用し、中長期的視点に立って財政対応力を強化していかなければならない。

以上各点を十分認識し、平成31年度の予算編成に取り組むこと。

記

1 基本方針

平成31年度予算は、将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、基本構想の理念「ちがいをちからに変える街。渋谷区」の実現を目指し、20年後の未来への確固たる道筋をつける「未来を紡ぐ予算」として、誰もが自分らしく生きられる共助社会へとつながる「人づくり」と、安全・安心かつ未来への活力と魅力へとつながる「まちづくり」を重点課題に取り組む予算編成とする。

2 重点項目

平成31年度予算について、政策分野別の重点・留意点は以下のとおりである。

(1) 子育て・教育・生涯学習分野

(それぞれの成長を、一生よろこべる街への施策)

ア 「渋谷区子育てネウボラ」の先行開始に当たっては、フィンランド研究の成果を踏まえ、相談機能集約等のメリットを最大限活かせるよう提供サービスの充実を図り、関係機関・所管同士との十分な情報共有や連携のもと、利用者の視点に立った妊娠・出産・子育て支援等を研究・構築していくこと。

イ 待機児童の解消に向けては、引き続き多様な手法を用いて地域の保育需要を的確に捉えた保育施設の整備を進めること。併せて、幼児期の教育の重要性を踏まえた幼児教育・保育の質の向上に取り組むこと。

また、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育み、個性を伸ばすことができるよう、自由に安心して外遊びができる遊び場の整備充実を検討すること。

ウ ICT教育の推進に当たっては、教員のICT活用指導力向上を図りつつ、新学習指導要領の完全実施を見据えて積極的なICT活用による主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善や情報活用能力を育成し、精緻な効果検証を踏まえて事業を推進すること。

(2) 福祉分野

(あらゆる人が、自分らしく生きられる街への施策)

ア 第7期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に当たっては、超高齢社会の進行を見据えて、福祉施設等の介護サービスの基盤整備のほか、地域共生社会の実現や認知症に対する地域支援体制の充実に向けた取組を着実に推

進すること。

イ 超高齢社会を迎えているなか、高齢者が地域の活性化を促す「地域社会の主役」として活躍できるよう、あらゆる社会資源の活用により、生きがいの創出や社会参画、新たな縁・絆の構築、健康維持等に資する仕組みを構築し、「生涯現役」志向のもと、「高齢者観の転換」につながる自身の生きがいを選び取れる環境を整備すること。

ウ 渋谷区障害福祉推進計画に基づき、障害のある人の社会参加の機会を増やすとともに、障害者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えながら、将来にわたり障害のある人と家族が地域で安心して住み続けられるよう、グループホームや地域生活支援拠点等の環境整備を図ること。

エ 訪日観光客の急増が想定される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会と、その先の未来に向けて、障害の有無や年齢、生活習慣等の違いに関わらず、誰にとってもやさしく安全で、かつ快適な街となるよう、路面の段差解消や公衆トイレ等の様々な人の利用が想定される施設のバリアフリー化に努めること。

(3) 健康・スポーツ分野

(思わず身体を動かしたくなる街への施策)

ア あらゆる世代の区民が、自らの健康づくりに身近に取り組むことができるよう、「きっかけづくり」と「継続しやすさ」にも工夫を凝らした、渋谷ならではの多様な健康づくりメニューを整備し、事業効果を向上させること。

イ 渋谷区スポーツ推進計画に基づき、スポーツの得手不得手に関わらず、より多くの区民にとって運動習慣が生活の一部となるよう、道路を含めた区内の様々な空間等を活用しながら気軽にスポーツに参加できる環境を拡充させること。また、産官学民連携プロジェクトを積極的に推し進め、プロスポー

ツ選手と触れ合う機会を増やす等の取組により、スポーツに参加する気運醸成の一助としていくこと。

- ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、気運醸成や区独自ボランティアの取組を着実に進め万全を期すとともに、共生社会の実現に向けて、スポーツを通して障害に関する理解を深める等、心のバリアフリー推進のための取組を行うこと。

(4) 防災・安全・環境・エネルギー分野

(人のつながりと意識が未来を守る街への施策)

- ア 新防災システムの運用に当たっては、新システムの特徴や強みを最大限活かすことができるよう、新たに策定した「災害時職員行動マニュアル」や「業務継続計画」、「災害受援計画」と連動させ、平時から訓練を積み重ねていくこと。

また、昨今の度重なる大規模自然災害は、地震はもとより集中豪雨・台風への備えの重要性を改めて認識させるものである。このため、これらの災害により顕在化した課題を念頭に置き、都市型水害や河川の洪水等の水災を含めた災害対策の総点検を行い、予防対策、応急対策及び復旧・復興対策に係る切れ目のない総合的かつ実効性の高い取組を着実に推進すること。

加えて、夏季の連日の記録的な猛暑も気象災害の一つと認識し、熱中症の健康被害が区内で報告されている状況を踏まえ、関係所管の密接な連携により、区民一人ひとりに対する熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すこと。

- イ 木造住宅密集地域における避難路の確保や延焼火災防止のため、道路拡幅や公園・ポケットパークの整備、建築物の不燃化等を着実に進めるとともに、地域住民との合意形成を図りながら、地区内の区有地活用や老朽化した公共施設の建替

え・再編など、土地利用の総合的な検討を行い、首都直下型地震等を見据えた災害に強い都市基盤づくりを一層推進すること。

ウ 国や都の受動喫煙防止に関する動向等を踏まえ、本区においても、区民や来街者の健康と快適な都市空間を維持するため、受動喫煙が生じないように、路上喫煙に対する取組の一層の強化や、公衆喫煙所のあり方を検討し、効果的な対策を講じること。

エ 玉川上水旧水路緑道の再整備に当たっては、整備やその後の管理・運営に要する費用負担にも配慮しつつ、国内外の事例を広く参考にしながら、地域や利用者等のニーズに即した、周辺地域の魅力向上につながる空間創出を目指すこと。

(5) 空間とコミュニティのデザイン分野

(愛せる場所と仲間を、誰もがもてる街への施策)

ア 笹塚・幡ヶ谷・初台地域のまちづくりの検討においては、地域の新たな文化や魅力の創出とシビックプライドの醸成を図るため、地域住民等の多様な意見やアイデアを具現化しつつ、長期的視点でササハタハツの活性化と地域課題の解決を志向し、その方策を研究する仕組みづくりに向け、検討を進めること。

イ 住宅は、生活の基盤であると同時に、街を形づくる基本的な要素である。住宅の有り様は、区民生活の質はもとより、街の活力や景観、地域社会の維持形成とも密接に関連するものであることから、本区の持続的な発展を促し、人口減少・少子高齢化等の社会課題や、区民のライフステージやライフスタイルの変化に対応した多様な住宅施策について検討すること。

ウ 渋谷駅周辺地域における来街者の増加を見据えて、人にやさしい街をつくるため、エリア内への車輛の流入抑制、歩道

拡幅などの実現に向けた検討や、宮益坂・道玄坂の車道の交通環境改善等を含め、安全で快適な歩行空間・自転車走行空間の創出に向けた総合的な交通戦略を策定すること。

- エ 地域コミュニティの更なる活性化を図るため、町会・自治会等活動の負担軽減を図り、より事業効果を高めるための工夫を行うこと。また、「渋谷おとなりサンデー」については、事業の分析・検証を踏まえて、多くの人の自発的かつ自律的な交流の場として定着させ、区民の連帯意識を育む機会となるよう、充実・発展に向けた取組を進めること。

(6) 文化・エンタテインメント分野

(あらたな文化を生みつづける街への施策)

- ア 新渋谷公会堂については、あらゆる世代の区民が多様な文化に親しむ機会を提供するとともに、本区の持続的成長・発展の柱の一つである渋谷カルチャーの進化とその世界への発信拠点となるような施設としていくこと。
- イ 渋谷駅周辺地域をはじめ、まちづくりの推進に当たっては、街の景観向上と秩序の維持に配慮しつつ、様々な文化施設の誘致を視野に入れ、規制緩和等を含めて、中小規模施設の建替えの促進について幅広く検討すること。
- ウ 地域・商店街振興等を進めるに当たっては、当該地域が育んできた特色を活かすことで、地域に活力をもたらし新たなシティブランドの発信・定着を目指すなど、戦略的視点を持って取り組んでいくこと。

(7) 産業振興分野

(ビジネスの冒険に満ちた街への施策)

- ア 国内外の観光客がストレスフリーで快適に旅行できる環境を目指し、ガイドサインの多言語対応や公共無料観光Wi-Fiを、維持管理に係る後年度負担抑制の仕組みとともに整

備していくこと。

イ 多様な宿泊ニーズに対応するため、違法民泊対策を含めた住宅宿泊事業の適正な運用を図り、地域住民と観光客の安全を確保することにより、健全な民泊サービスの普及に取り組むこと。

ウ 商店街の魅力向上と活性化を図るため、街路灯のLED化、防犯カメラやカラー舗装の計画的な整備に引き続き取り組むとともに、観光客等の誘客促進・消費拡大が図られるよう、キャッシュレス環境の整備に向けた検討を進めること。

3 事務事業の見直し及び執行方法について

(1) 税制改正や景気動向の影響を受けやすい歳入環境にあっても、後年度負担に備えた強固な財政基盤を構築するため、一般財源への影響を踏まえ、「選択と集中」を徹底することにより、財政規律を維持する必要がある。

このため、各施策の事後検証を一層徹底し、制度や事務事業の根幹にまで遡り、必要性や有益性等を厳しく吟味し、廃止も含めた積極的かつ大胆な見直しを行うなど、所管施策全般にわたり要否を細かく見極めた上で、予算を要求すること。

なお、新規事業やレベルアップ事業の財源については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度負担等を検討の上、既存事業の見直しや補助金等の確保によって財源捻出することを基本とする。

(2) さまざまな地域課題の解決に向けて、官民の役割を踏まえながら、地域コミュニティ、NPO、大学、企業、ボランティア等の多様な主体との協働や、民間資金の活用も含めた民間活力の活用を積極的に推進すること。

すでに民間活力を活用している場合にあつては、導入後の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、必要な見直し・再構築を行うこと。

- (3) 渋谷サービス公社や社会福祉協議会、社会福祉事業団等の第三セクターと密接に連携を取るとともに、事業評価の取組のもと、内容や方法、費用などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

4 経費の見積りに当たっては、次によること。

- (1) 新規事業やレベルアップ事業の事業構築に当たっては、適時性、費用対効果、全体計画や将来展望、後年度負担等を総合的に勘案するとともに、成果目標と事業の見直し時期を明確に定め、事業効果を測定しながら事業の存廃を的確に判断すること。
- (2) 既存事業については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行い、将来負担はもとより、過去の決算等の分析・検証等を踏まえて規模・単価等の積算根拠についても十分精査した上で、適切に見積もること。
とりわけ、決算不用額が経常的に発生している事業については、限りある財源の有効配分の観点から、実績を踏まえた精度の高い見積りとする。
- (3) 施設整備・改修等の建設事業については、実用性や機能性、維持管理の容易性、整備水準等に配慮し、工事計画・設計等を精査するとともに、多様な入札契約方式や公民連携・民間資金等の活用を検討し、工事から維持管理に至るまでのトータルコストの縮減につなげる。

5 職員人件費について

- (1) 事業執行体制においては、新庁舎移転やICT基盤の再構築を契機としたワークスタイル改革を職員一人ひとりが自分事として捉え、業務効率化と生産性向上に向けた職員の強い意識改革のもと、組織マネジメントの徹底と生産性・創造性の高い組織を形成し、区民サービスを向上させていくこと。

また、事務事業の必要性などを厳しく吟味し、徹底した見直し等を行うほか、民間活力を一層活用するなど、事業や業務のあり方を抜本的に見直し、限られたマンパワーをさらに効果的に配置するなどの職員配置の最適化を進めること。

(2) 非常勤職員、臨時職員の雇用については、業務の実態に応じた配置の必要性について徹底的に検証するとともに、新規事業の構築等に伴う新たな雇用は、検証結果を踏まえた配置の適正化を検討するなど、慎重を期すること。

(3) 施設の管理運営については、業務の専門性や施設の性格等を考慮した上で、民間の創意工夫を引き出し、更なるサービスの向上と効率的な運営を図る観点から、指定管理者制度や委託等の導入を進めること。

また、委託等の導入後においても、継続して効果検証を行い、人件費の縮減分と委託料や指定管理料等の比較検討などにより、最適な手法を選択すること。

6 歳入の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる歳入確保に努めること。

(1) 特別区税、国民健康保険料等については、債権管理の観点から積極的な徴収努力を行うとともに、現年度分を含めた滞納案件の早期着手等、これまでの取組について検証の上、創意工夫をもって収入を確保すること。

(2) 使用料・手数料等については、受益者負担の考えを踏まえ、適正化を検討すること。

(3) 国庫支出金・都支出金等については、国等における改革や予算編成の動向を十分注視し、本区の施策実施に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、歳入の確保に努めること。